

資産税課から固定資産税減額制度のお知らせ

都城市では地方税法の減額制度に基づき、固定資産税の減額を行っています。

住宅の改修工事を行った場合、工事種別に応じて、翌年度分のみの固定資産税の減額を受けることができますので、改修工事完了後 **3か月以内** に必要書類を添えて資産税課へ申告ください。

下記の減額制度に該当する場合は、資産税課へお問い合わせください。

【申告・お問合せ先】都城市 総務部 資産税課 家屋担当 TEL 0986-23-2124

※改修工事完了後 **3か月以内** に申告がない場合、減額を受けられない場合があります。

固定資産税減額制度の概要（減額制度の主なもの）

既存の住宅の省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・耐震改修工事を行い、改修工事完了後の **3か月以内** に申告した場合、

翌年度分のみ固定資産税が工事種別に応じて減額されます。

※都市計画税は減額の対象外です。



申告要件・減額割合

1 省エネ改修		減額割合
申告書：「住宅省エネ改修に係る固定資産税減額申告書」		
書類：増改築等工事証明書、工事内訳書、補助金等書類、領収書など		
減額：対象家屋の翌年度分（１年度分のみ）の固定資産税が３分の１減額されます。		
住宅	平成２６年４月１日以前から所在する住宅であること	３分の１
工事費	工事費が補助金等を除き６０万円（税込）を超えていること	
内容	窓の断熱改修工事（必須）のほか、床・壁・天井等の断熱改修工事、 高効率空調機や高効率給湯器の設備設置、 太陽光熱利用システムや太陽光発電設備の設置工事	
床面積	対象家屋の床面積が５０㎡以上２８０㎡以下、内１２０㎡までが対象 ：住宅部分と非住宅部分が混在すれば、住宅部分の割合が２分の１以上	
改修工事完了後、当該部位が新たに現行の省エネ基準に適合すること		
長期優良住宅の認定を受けた場合は減額割合が拡充されます。（認定書の写しが必要）		３分の２
2 バリアフリー改修		減額割合
申告書：「住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書」		
書類：工事内訳書、補助金等書類、工事写真、領収書、居住が確認できる書類など		
減額：対象家屋の翌年度分（１年度分のみ）の固定資産税が３分の１減額されます。		
住宅	新築された日から１０年以上経過した住宅であること	３分の１
居住者	６５歳以上の方、要介護又は要支援認定者、障がい者手帳取得者	
工事費	工事費が補助金等を除き５０万円（税込）を超えていること	
内容	廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室・トイレの改良、手すりの取付け、 床の段差解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化	
床面積	対象家屋の床面積が５０㎡以上２８０㎡以下、内１００㎡までが対象 ：住宅部分と非住宅部分が混在すれば、住宅部分の割合が２分の１以上	

3 耐震改修		減額割合
申告書：「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」		
書類：増改築等工事証明書、耐震改修完了報告書、補助金等書類、領収書など		
減額：対象家屋の翌年度分（１年度分のみ）の固定資産税が2分の1減額されます。		
住宅	昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること	2分の1
工事費	工事に要した費用が50万円（税込）を超えていること	
内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替	
床面積	120㎡までが対象	
	：住宅部分と非住宅部分が混在すれば、住宅部分の割合が2分の1以上	
	一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分を減額	
	現在の建築基準法にある耐震基準に適合する耐震改修であること	3分の2
	長期優良住宅の認定を受けた場合は減額割合が拡充されます。（認定書の写しが必要）	
※注意点		
改修工事完了後 <u>3か月以内</u> に、必要書類を添えて資産税課へ申告する必要があります。		
改修工事内容によって添付書類などが異なるため、詳しくはお問い合わせください。		
賃貸住宅は耐震改修を除き対象外です。		

※申告書や必要書類等のほか、上記以外の固定資産税減額制度については、お問い合わせください。

申告・お問合せ先

〒８８５－８５５５ 都城市姫城町６街区２１号
都城市 総務部 資産税課 家屋担当
TEL ０９８６－２３－２１２４



【２階１０番窓口】